

(件名) 新型コロナウイルス関連情報 (オミクロン株流行によるハンガリーの入国規制)

**【ポイント】**

●南アフリカ共和国等の指定国からハンガリーに入国する場合は、14 日間の隔離義務があります。

**【本文】**

○オミクロン株の流行に伴い、11月29日より、以下の指定国から帰国した、又は過去2週間以内に同指定国に訪問歴のある、滞在許可証を有する外国人は、ハンガリーに入国後、指定された場所又は自宅において、14日間の隔離義務があります。

※指定国

ボツワナ、エスワティニ、レソト、モザンビーク、ナミビア、南アフリカ共和国、ジンバブエ

○なお、ハンガリーの滞在許可証を有さない外国人の場合については、ハンガリーへの入国前に、「警察に対する特別入国許可」を申請し、警察から入国を認められなければ、ハンガリーに入国することはできません。

「警察に対する特別入国許可」の申請については、当館HPをご覧ください。

当館HP：[https://www.hu.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/coronavirusinfo.html#id4](https://www.hu.emb-japan.go.jp/itpr_ja/coronavirusinfo.html#id4)